

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 7 月 14 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600076号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600013号

第1 結論

昭和62年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和62年5月

私は、請求期間の国民年金保険料を納付していたので、請求期間の保険料が未納と記録されていることに納得できない。請求期間の保険料を納付したことを証明する国民年金保険料領収証書を提出するので、調査の上、請求期間について、保険料納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録により、請求者は、昭和62年5月31日に国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、請求者は、昭和62年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得している上、雇用保険の加入記録においても、同年6月1日に被保険者の資格を取得していることが確認できる。請求期間については、請求者は、厚生年金保険被保険者ではないことから、本来は国民年金の強制加入被保険者であったにもかかわらず、A市は、上記被保険者名簿によると、昭和62年9月1日に請求者の国民年金被保険者の資格を同年5月31日付けで遡って喪失させているが、このような処理を行う合理的理由は認められない。

また、請求者が所持する「昭和62年度国民年金保険料領収証書」によると、前述の遡及喪失処理により未加入期間となった請求期間を含む昭和62年4月から同年9月まで(同年6月を除く。)の国民年金保険料が、同年9月8日にB市民センターにおいて現年度納付されたことが確認でき、その後、請求期間の保険料を還付した形跡が見当たらないことなど、行政側の記録管理に不備が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600052号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600037号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月10日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

平成17年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月10日

A社に勤務した期間のうち、請求期間について、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がない。賞与明細書を所持しているため、調査の上、請求期間について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する賞与明細書、A社から提出された請求者に係る賞与支給一覧表及び同社の回答により、請求者は、平成17年12月10日に、同社から賞与が支給され、標準賞与額5万円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月10日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年12月10日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600059号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600038号

第1 結論

請求者のA社における平成15年7月5日及び同年12月20日の標準賞与額を6万5,000円、平成16年7月8日の標準賞与額を2万6,000円、同年12月4日の標準賞与額を2万7,000円、平成17年7月8日及び同年12月10日の標準賞与額を2万5,000円に訂正することが必要である。

平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年7月5日
② 平成15年12月20日
③ 平成16年7月8日
④ 平成16年12月4日
⑤ 平成17年7月8日
⑥ 平成17年12月10日

私がA社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑥までについて、賞与が支給されたが、標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、各請求期間について標準賞与額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥までについて、B市から提出された請求者の平成16年度、平成17年度及び平成18年度(平成15年、平成16年及び平成17年所得分)に係る「市民税・県民税賦課資料について(回答)」(以下「賦課資料」という。)並びにA社から提出された請求者の平成15

年、平成16年及び平成17年における各月の給与明細書によると、各年度の賦課資料に記載された給与収入額及び社会保険料は、各年の給与明細書に記載された支給総額の合計額及び社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

また、請求者は、請求期間①から⑥までに係る賞与は2万円ないし5万円程度であった旨陳述しているところ、上記賦課資料の給与収入額と給与明細書の支給総額の年間合計額との各年における差額は、請求者が記憶している賞与額とおおむね一致している。

さらに、同僚から提出された請求期間①から⑥までに係る給与明細書には、社会保険料控除額の記載があり、当該控除額により各賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①から⑥までにおいて、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間①から⑥までの標準賞与額については、上記の賦課資料、請求者の給与明細書及び同僚の給与明細書において推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①及び②は6万5,000円、請求期間③は2万6,000円、請求期間④は2万7,000円、請求期間⑤及び⑥は2万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年7月5日、同年12月20日、平成16年7月8日、同年12月4日、平成17年7月8日及び同年12月10日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600072号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600035号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における平成20年4月28日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

平成20年4月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る平成20年4月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(姉)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年4月28日

弟(訂正請求記録の対象者)がA社に勤務した期間のうち、請求期間の賞与の記録がないので、調査の上、当該期間の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された平成20年4月28日の賞与に係る支給控除一覧表により、訂正請求記録の対象者は、請求期間に同社から15万円の賞与の支給を受け、標準賞与額15万円に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成20年4月28日について、訂正請求記録の対象者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の平成20年4月28日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期

間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1600073号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600039号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社本社(現在は、A社(*))における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和61年9月30日から同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

昭和61年9月30日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和61年9月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年9月30日から同年10月1日まで

私の夫(訂正請求記録の対象者)は、昭和38年11月1日から平成12年3月31日までA社に継続して勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険被保険者の記録がない。請求期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社に係る社会保険関係事務を行うB社から提出された訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写し及びB社の回答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間においてA社に継続して勤務(昭和61年10月1日にA社本社からA社(*)に異動)し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 61 年 9 月の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の A 社本社における同年 8 月の厚生年金保険の記録から、47 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B 社は、昭和 61 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間について、訂正請求記録の対象者に係る保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の同年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500447 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1600036 号

第 1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 12 月

私のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録において、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。当時の資料は所持していないが、調査の上、標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は平成 22 年 11 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は既に死亡している上、同社の複数の元役員は、同社に係る資料は廃棄したと回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、B市及びC税務署は、請求期間当時の課税関係資料は保存していないと回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。